

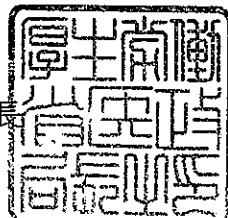
写

医政発第0519001号  
職発第0519001号  
社援発第0519001号  
老発第0519004号  
平成20年5月19日

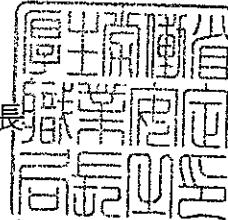
都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生(支)局長  
都道府県労働局長

} 殿

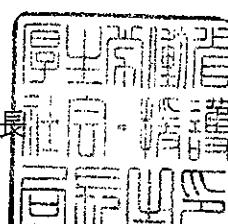
厚生労働省医政局長



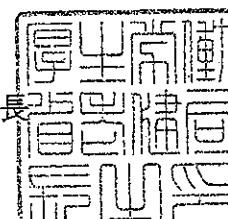
厚生労働省職業安定局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「協定」という。）については、平成19年8月20日に署名され、5月16



日に我が国の国会において承認が得られたところである。

これにより、今後、発効に必要な国内手続を経て、両国政府間で交換公文が行われ、その30日後に協定が発効する予定である。

我が国の国会承認を受けて、①日本においては社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）がインドネシア人看護師・介護福祉士候補者（以下「インドネシア人候補者」という。）の受入れを希望する病院又は介護施設の募集を開始し、②その一方、インドネシアにおいてはインドネシア海外労働者派遣・保護庁（以下「派遣・保護庁」という。）がインドネシア人候補者の募集を開始し、③事業団のあっせんによって、受入れ機関とインドネシア人候補者とが雇用契約を締結した上で、④協定発効後にインドネシア人候補者が我が国に入国することとなる。

そこで、インドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者（以下「インドネシア人看護師等」という。）の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的として、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり本日付で公布し、施行することとしたところである。については、下記につき、ご了知願いたい。

## 記

### 第一 受入れの枠組み

#### 一 受入れの趣旨

協定によるインドネシア人看護師等の受入れは、日本とインドネシアとの経済活動の連携強化の観点から、これまで我が国として外国人労働者の受入れを認めてこなかった分野について、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に受入れを行うものであり、看護・介護分野における労働力不足への対応のために行うものではない。

また、本協定によるインドネシア人候補者の受入れは、協定で認められた期間内にインドネシア人候補者が看護師・介護福祉士の資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたものであり、国家資格取得前については、受入れ施設が国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施することが重要となる。

## 二 受入れ調整機関及び送り出し調整機関

協定に基づくインドネシア人候補者の受入れ及び送り出しを適正に実施する観点から、我が国においては事業団が唯一の受入れ調整機関として、インドネシアにおいては派遣・保護庁が唯一の送り出し調整機関と位置付けられている。

## 三 インドネシア人候補者の入国までの流れ

- 1 事業団は、インドネシア人候補者の受入れを希望する受入れ機関を募集し、指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件及び雇用契約の要件を満たす受入れ希望機関を選考する。
- 2 派遣・保護庁は協定に基づき我が国での就労を希望するインドネシア人候補者を募集し、協定で定める要件を満たすインドネシア人候補者を選考する。
- 3 事業団と派遣・保護庁との間で受入れ希望機関及びインドネシア人候補者に関する情報を交換し、双方の希望を勘案して事業団がマッチングを行い、双方の同意を得た上で受入れ機関とインドネシア人候補者との間で雇用契約を締結する。
- 4 事業団のあっせんにより受入れ機関と雇用契約を締結したインドネシア人候補者のみが査証を発給され、我が国への入国が認められる。こうした手順により、事業団及び派遣・保護庁は、毎年、一定の時期に受入れ希望機関及びインドネシア人候補者の募集を行い、事業団が受入れ人数の上限の範囲内でマッチングを行う。
- 5 なお、インドネシア人候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることが予定されており、雇用契約を締結する受入れ機関及び就労する受入れ施設を指定して在留が許可される。

## 四 入国後の流れ

- 1 インドネシア人候補者は、我が国へ入国後、協定附属書10第1編第6節6の規定に基づき、日本政府からインドネシア政府に通報された機関（以下「日本語研修機関」という。）において6か月間の日本語等研修を受講し、この日本語等研修の実施期間中に、事業団による看護・介護導入研修を併せて受講する。

ただし、日本語能力が十分と認められた者については、6か月間の日本語研修の受講は免除され、入国後、事業団が1週間程度にわたって行う看護・介護導入研修のみを受講する。

- 2 インドネシア人候補者は、6か月間の日本語等研修（日本語研修の受講

を免除された者にあっては、1週間程度の看護・介護導入研修)の修了後、雇用契約において決まっていた受入れ施設において就労しながら、看護師・介護福祉士試験の受験を目指した研修を受ける。

- 3 協定上、インドネシア人候補者の我が国での滞在期間は看護師候補者にあっては3年間、介護福祉士候補者にあっては4年間とされており、この期間内に看護師又は介護福祉士資格を取得した場合は、在留資格の変更の手続を経て、受入れ機関及び受入れ施設を指定され、引き続き我が国で看護師・介護福祉士として滞在・就労が認められるが、在留資格は引き続き「特定活動」のままとなる予定である。
- 4 なお、インドネシア人看護師等が受入れ機関又は受入れ施設を変更しようとする場合には、在留資格の変更の手続を経て、新たな受入れ機関又は受入れ施設を指定する許可を受ける必要があるが、在留資格は引き続き「特定活動」のままとなる予定である。

## 五 受入れ人数の上限

協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについては、労働市場に悪影響を及ぼさないという観点から、受入れ人数に上限を設けており、受入れ開始後の当初2年間で、看護師候補者が400人、介護福祉士候補者が600人となっている。

## 六 受入れ機関とインドネシア人候補者との雇用契約

三のとおり、インドネシア人候補者は事業団のあっせんによって受入れ機関とあらかじめ雇用契約を締結した上で我が国に入国する。この雇用契約は、我が国への入国後、6か月間の日本語等研修(日本語研修免除者については看護・介護導入研修)を修了することを停止条件とする雇用契約であり、所定の就労開始日からインドネシア人候補者の就労が開始される。また、事業団と派遣・保護庁とが定める雇用契約の様式に従って雇用契約が締結される。

なお、受入れ機関とインドネシア人候補者との間で結ばれる雇用契約については、①インドネシア人看護師候補者にあっては期間を上記就労開始日から3年とする契約とし、②インドネシア人介護福祉士候補者にあっては期間を上記就労開始日から3年とした上で、3年の期間満了時に受入れ機関又はインドネシア人候補者のいずれかから契約を更新しない旨の申し出がない限り、1年間更新される契約とされる。これは、雇用契約の期間を、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の我が国における滞在期間(それぞれ3年間及び4年間)とできる限りあわせるべきであるとのインドネシア政府の意向を踏まえたものであること。

## 第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等

### 一 共通事項

#### 1 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

指針第一の二の2に関し、日本語等研修の終了後、受入れ機関において雇用契約に基づいて就労しながら研修を行うインドネシア人候補者には、我が国の労働関係法令が適用される。また、日本人と同様に社会・労働保険が適用されるものであること。

#### 2 日本語の語学研修の免除について

指針第二の一の2の(1)、第二の2の(1)中の「1の(1)の口の活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者」とは、インドネシア人候補者が、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験二級以上の者であること、又は「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」(平成2年法務省告示第145号)に基づき法務大臣が告示する日本語教育機関において6か月以上の日本語教育を受けた者であることを、厚生労働大臣により確認された者とする。ただし、受入れ機関が当該インドネシア人候補者に日本語の語学研修を受講させることを希望し、かつ、日本語研修機関が認める場合には、日本語の語学研修を受講することができる。

#### 3 複数の受入れ施設における就労について

指針第二の一及び二に関し、受入れ機関が複数の受入れ施設を設立している場合であって、インドネシア人候補者を当該複数の受入れ施設において就労させようとするときは、あらかじめ、当該受入れ機関とインドネシア人候補者が締結した雇用契約において複数の受入れ施設で就労することが明記され、かつ、インドネシア政府が日本政府に通知する口上書に当該複数の受入れ施設がすべて記載されていることが必要となる。この場合、研修の実施や雇用等の責任の所在を明確にする必要があることから、次の事項を明らかにした書類を指針第四の2の1の「受入れ機関の募集」の際に提出すること。

(1) 各受入れ施設で実施する研修計画等

(2) 各受入れ施設における就労場所・契約期間・業務内容その他の労働条件等

なお、当該受入れ機関が設立している受入れ施設以外の施設で就労する

ことはできない。

#### 4 受入れ施設におけるインドネシア人候補者の人数について

受入れ施設が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、当面、インドネシア人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とする。

一方で、受入れ機関が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、受入れ機関単位で、原則として5名以内とする。

#### 5 受入れ機関の責務について

受入れ機関は、インドネシア人看護師候補者が、インドネシアの看護師資格を有し、2年以上の実務経験を有していることに考慮し、適正な労働条件や受け入れ体制の確保に努めること。

### 二 看護師の資格取得を目的とした就労等

#### 1 看護師国家試験受験資格の認定について

インドネシア人看護師候補者の看護師国家試験受験資格認定に当たっては、「医師国家試験等の受験資格認定の取り扱い等について」（平成17年3月24日医政発第0324007号。）に定めるところによるものとすること。

#### 2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

指針第二の一の3の(2)に関し、インドネシア人看護師候補者は、看護師資格を取得するまでの間は、看護補助者と同等として従業員の員数を算定する取扱いをしていることから、看護師及び准看護師の配置基準に含めることはできない。他方、看護補助者の配置基準については、インドネシア人看護師候補者については、員数に含めて算定しても差し支えない。

#### 3 「看護研修計画」について

##### (1) 看護研修計画の策定について

指針第二の一の4(1)中の「看護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等に配慮して策定するとともに、看護師国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とする。

## (2) 看護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、看護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定することが望ましい。

## 4 「研修責任者」「研修支援者」について

(1) 指針第二の一の4(2)中の「研修責任者」は看護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修支援者」はインドネシア人看護師候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野毎で複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。

(2) また、指針第二の一の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること。」としているところであるが、この趣旨は「研修支援者」の不在時においてもインドネシア人看護師候補者に適切な支援が行われることを確保する趣旨であり、「研修支援者」の不在時に「研修支援者」に相当する看護師が支援に当たることができる場合には、この要件を満たすものとして差し支えないこと。

## 5 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第二の一の5に関し、インドネシア人看護師候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、インドネシア人看護師候補者を受け入れる病院において、当該インドネシア人と同様の職務に従事する日本人職員と比較すること。

## 三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

### 1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について

指針第二の二の3(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、原則として設置後3年以上経過した介護施設が、次のいずれかの要件に該当する者（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあっては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含む。）を研修責任者として置いていることをいうものである。

ア、5年以上介護の業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資

格を有する者

イ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者

2 配置基準の取扱いについて

指針第二の二の3の(2)に関し、インドネシア人介護福祉士候補者は、介護福祉士資格を取得するまでの間は、受入れ施設で就労しながら国家試験の受験に向けた研修を受けることとされており、受入れ施設においては適切な研修体制の確保を図ることが必要であるが、一方で、研修体制を確保しても、当該施設の入所者に対するサービス提供に影響を及ぼさないことが必要であることから、インドネシア人介護福祉士候補者を除いても法令上必要な介護職員を確保しなければならないこととしている。

3 「介護福祉士の資格を有する職員」について

指針第二の二の3(3)については、インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れた後に、職員の退職等により、一時的に当該受入れ施設の介護福祉士の割合が常勤の介護職員の4割未満になる可能性もある。こうした施設での受入れ施設の要件の適用については、一時的に4割を下回ることがあっても、新たな職員を募集しているといった配慮すべき事情があれば、要件を満たしているものとみなす等弾力的に対応できるものとする。

4 「介護研修計画」について

(1) 介護研修計画の策定について

指針第二の二の4(1)中の「介護研修計画」については、研修が効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮し策定するとともに、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な研修内容とすること。

(2) 介護研修プログラムの策定について

受入れ施設においては、介護研修計画に基づき、より実践的な研修を実施するため、一定期間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「介護研修プログラム」を策定することが望ましい。

5 「研修責任者」「研修支援者」について

指針第二の二の4(2)中の「研修責任者」は介護研修計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また「研修

支援者」はインドネシア人介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいう。

「研修支援者」は上記の支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置する。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできる。

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4(3)中の「5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者（肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあっては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含む。）が含まれる。

7 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第二の二の5に関し、インドネシア人介護福祉士候補者が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、インドネシア人介護福祉士候補者を受け入れる介護施設において、当該インドネシア人と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較する。

8 「その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設」について

指針別表第二の五中の「その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

(1) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年4月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設

(2) 「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和63年5月25日付け厚生省社第298号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設

(3) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設

### 第三 国家資格取得後の就労等

#### 一 共通事項

##### 1 事業団によるあっせん

インドネシア人看護師及び介護福祉士の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、国家資格を取得したインドネシア人看護師及び介護福祉士は、就労する施設を変更する場合には、できるだけ事業団が紹介した受入れ機関が設立する施設で就労することが望ましい。また、国家資格を取得したインドネシア人看護師及び介護福祉士を雇用することを希望する受入れ機関は、事業団による紹介を経由して、当該インドネシア人看護師及び介護福祉士を雇用することが望ましい。

##### 2 「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬」について

指針第三の一の3及び二の3に関し、インドネシア人看護師及び介護福祉士が「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける」かどうかは、それぞれインドネシア人看護師及び介護福祉士を受け入れる病院及び介護施設等において、当該インドネシア人看護師及び介護福祉士と同様の職務に従事する日本人看護師及び介護福祉士と比較すること。

#### 二 インドネシア人看護師の就労

指針別表第三の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

#### 三 インドネシア人介護福祉士の就労

##### 1 「利用者の居宅」について

指針第三の二の(1)中の「利用者の居宅」に関し、別表第二の三中の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに別表第四の三中の有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。

##### 2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について

指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

- (1) 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」（昭和44年7月14日付け社更第127号）別紙（進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要

- 綱）に基づく「進行性筋萎縮症社療養等給付事業」を行っている施設（入所について委託を受けている病棟に限る。）
- (2) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホーム
- (3) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイについて」（平成5年7月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾ショートステイ事業」を行っている施設
- (4) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月22日社援地第74号）に基づく地域福祉センター
- (5) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）に基づく隣保館（隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）
- (6) 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等を行っている施設（利用者の居宅において介護等を行うものを除く。）

#### 第四 「不正の行為」について

指針第二の一の3の(7)、第二の二の3の(4)、第三の一の2の(2)及び第三の二の2の(2)中の「不正の行為」については、近く法務省において経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針が公示され、この中で同主旨の「不正行為」が規定される予定であることから、法務省及び厚生労働省において、円滑かつ適正な受入れを図る観点から、不正の行為に係る事実及びその認定等について協力していくものであること。

#### 第五 定期報告及び随時報告について

##### 一 定期報告及び随時報告の様式について

指針第四の二の2による定期報告及び随時報告については、受入れ機関は、様式により作成し、事業団に提出する。なお、様式のうち、様式第2-1別紙1及び様式第2-2別紙1については、研修責任者が記入し、様式第2-1別紙2についてはインドネシア人看護師候補者、様式第2-2別紙2についてはインドネシア人介護福祉士候補者が記入すること。

なお、国家資格を取得したインドネシア人看護師及び介護福祉士については、研修実施状況に係る様式第2号の提出は不要である。

## 二 定期報告の提出時期について

指針第四の二の2(1)による定期報告については、インドネシア人看護師候補者受入れ機関にあっては毎年2月20日まで、インドネシア人介護福祉士候補者受入れ機関にあっては毎年1月20日までに、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

なお、平成20年度に入国するインドネシア人候補者のうち、日本語の語学研修を免除されない者については、平成21年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修は実施されていないことから、当該インドネシア人候補者に係る平成21年の定期報告においては、研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

## 三 研修の実施状況に係る様式第2号の記載内容について

インドネシア人看護師候補者の研修の実施状況に係る様式第2-1号の作成に当たっては、看護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、看護研修計画に代えて看護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

また、インドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況に係る様式第2-2号の作成に当たっては、介護研修計画及びその実施状況を記載することとしているが、介護研修計画に代えて介護研修プログラムの実施状況を記載しても差し支えない。

## 第六 不法就労に当たるインドネシア人看護師等の雇入れの防止等

協定に基づき滞在するインドネシア人看護師等は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき、雇用主、就労する施設及び当該施設における活動の内容並びに在留期間が個別に指定される。これらに違反した就労を行ったインドネシア人看護師等は、同法等に基づき、国外退去等の処分の対象となることに留意されたい。

また、病院及び介護施設においては、インドネシア人看護師等を雇い入れる場合には、当該インドネシア人看護師等の在留資格等を雇用対策法（昭和41年法律第132号）第28条に基づき確認の上、当該事項を公共職業安定所に届け出る必要がある。なお、この確認については、外国人労働者の雇用管理の改善等について事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示第276号）第五に基づき、適切に行われる必要がある。

## 受入れ施設の要件遵守状況の報告（病院）

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称

受入れ施設住所

受入れ施設代表者職氏名

担当者職氏名（連絡先電話番号）

医療保険適用病床数 (内一般病床 ) 精神病床 , 療養病床 )

看護師及び准看護師一人あたりに対する入院患者数 一般病床 人, 精神病床 人, 療養病床 人

1日平均入院患者数 1日平均外来患者数

職種別職員数 医師 看護職員 (内看護師数 , 准看護師数 )

研修責任者職氏名

## 【受け入れている看護師候補者】

氏 名 (アルファベット氏名)	( 国 種 性 别 生年月日 受入れ者番号 外国人登録番号 就労開始年月日	男 女 西暦 年 月 日 西暦 年 月 日 号 第 西暦 年 月 日 西暦 年 月 日	男 女 西暦 年 月 日 西暦 年 月 日 号 第 西暦 年 月 日 西暦 年 月 日	( 性 別 生年月日 受入れ者番号 外国人登録番号 就労開始年月日
--------------------	---	--	--	--

社団法人国際厚生事業団 殿

受入れ施設の要件遵守状況について上記のとおりであることを報告します。

年 月 日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

(受付番号 )

( ) 枚のうち ( ) 枚目

## 看護基準等変更報告

受入れ施設名称 \_\_\_\_\_  
 受入れ施設住所 \_\_\_\_\_

①病院組織図、②看護部門概要、③看護部門方針、④看護部門業務規程、⑤看護基準、⑥看護手順に関して、

前回報告時（報告が初回の場合は、求人登録時）から、変更はありません。

前回報告時（報告が初回の場合は、求人登録時）から、以下のものについて  
変更がありましたので変更部分を添えて報告します。

変更があったもの

- |                                   |                                 |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 病院組織図    | <input type="checkbox"/> 看護部門概要 | <input type="checkbox"/> 看護部門方針 |
| <input type="checkbox"/> 看護部門業務規程 | <input type="checkbox"/> 看護基準   | <input type="checkbox"/> 看護手順   |

※1 該当するものにレ点を記すこと

※2 変更があったもの全てについて、変更部分の写しを提出すること。

社団法人国際厚生事業団 殿

当病院における看護基準等について、上記のとおりであることを報告します。

年      月      日

受入れ機関名称	(受付番号 )
受入れ機関住所	
代表者職氏名	
連絡先電話番号	
担当者職氏名	

## 受入れ施設の要件遵守状況の報告（介護施設）

【要入れ旅記】

### 【受入れ施設】 受け入れ施設名稱（施設種別）

受入れ施設住所

旦當者職氏名（連絡先電話番号）

(平成 20 年厚生労働省告示 312 号) に該当する施設名称及び施設種別

入所者數

介護職員数 常勤\_\_\_\_\_人 (大)

(指定介護療養型医療施設の場合)

研修責任者職氏名

【受け入れている介護福祉士候補者】

氏名 (アルファベット氏名)	()			()		
国籍						
性別	男	女		男	女	男女
生年月日	西暦 年	月	日	西暦 年	月	日
受入者番号						
外国人登録番号	第	第	第	第	第	第
就労開始年月日	西暦 年	月	日	西暦 年	月	日
就業日数						

殷生厚國際事業團法人社團

受入札機関名稱

受入札機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

受付番号 )

受入れ施設の要件遵守状況の報告（病院・介護施設）

【受入れ施設】

受入れ施設名称（施設種別）（ ）

受入れ施設住所\_\_\_\_\_

受入れ施設代表者職氏名\_\_\_\_\_

担当者職氏名（連絡先電話番号）（ ）

【受け入れている看護師／介護福祉士】

氏 名 (アルファベット氏名)	<u>( )</u>	<u>( )</u>	<u>( )</u>	<u>( )</u>
国 種				
性 別	男	女	男	女
生年月日	西暦	年 月 日	西暦	年 月 日
受入れ者番号				
外国人登録番号	第	号	第	号
在留期限 (在留期間の満了する日)	西暦	年 月 日	西暦	年 月 日
受入れ者の配属先 及び業務内容				

社団法人国際厚生事業団 殿

受入れ施設の要件遵守状況について上記のとおりであります。 年 月 日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

担当者職氏名

(受付番号 )

( ) 枚のうち ( ) 枚目

## 研修の実施状況の報告(病院)

候補者氏名\_\_\_\_\_

受入れ施設名称\_\_\_\_\_

受入れ施設住所\_\_\_\_\_

## 研修指導体制

看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者職氏名\_\_\_\_\_

	研修責任者	研修支援者
職氏名		
資格・経歴		

※研修責任者又は研修支援者について、前回報告時から変更があった場合には、変更後の者の看護師資格の写し  
及び経歴証明書を添付すること

## 研修方法

項目	研修方法(計画作成時の実施予定時期)	実績
国家試験科目関係	研修計画作成時における研修内容と、その具体的実施時期を全項目について記入すること。以下、同様。	計画作成時に記入した具体的な研修・学習方法毎に、変更があった全項目について記入する。記入する内容は、研修・学習方法の変更があるものについてはその変更の内容がわかるように、また中止したものについてはその理由の記載と併せて中止したことがわかるように表示すること。以下、同様)
日本語学習関係	(記載例) ①毎日1時間程度、研修担当者とのOJTによる日本語学習(10月) ②地域の日本語ボランティア教室の活用(11月～翌3月) ③地域行事活動への参加(12月)	(記載例) ①計画どおり実施 ②日本語学校への夜間通学に変更(11月～翌3月) ③中止(本年度は日本語学校における学習を優先したため)
職場への適応促進・日本の生活習慣取得関係		
その他		

社団法人国際厚生事業団 殿

受入れ機関名称

(受付番号 )

研修計画の実施状況について、上記のとおりで  
あることを報告します。

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

年 月 日

担当者職氏名

## 研修の実施状況の報告（介護施設）

候補者氏名 \_\_\_\_\_

受入れ施設名称 \_\_\_\_\_

受入れ施設住所 \_\_\_\_\_

## 研修指導体制

	研修責任者	研修支援者
職氏名		
資格・経歴		

※研修責任者について、前回報告時から変更があった場合には、変更後の者の介護福祉士資格の写し及び①経歴証明書又は②介護福祉士養成実習施設指導者特別研修課程修了証の写しを添付すること

## 研修方法

項目	研修方法（計画作成時の実施予定時期）	実績
国家試験科目関係（筆記）	研修計画作成時における研修内容と、その具体的な実施時期を全項目について記入すること。以下、同様。	計画作成時に記入した具体的な研修・学習方法毎に、変更があった全項目について記入する。記入する内容は、研修・学習方法の変更があるものについてはその変更の内容がわかるように、また中止したものについてはその理由の記載と併せて中止したことがわかるように表示すること。以下、同様)
国家試験科目関係（実技）		
日本語学習関係	(記載例) ①毎日1時間程度、研修担当者とのOJTによる日本語学習（10月） ②地域の日本語ボランティア教室の活用（11月～翌3月） ③地域行事活動への参加（12月）	(記載例) ①計画どおり実施 ②日本語学校への夜間通学に変更（11月～翌3月） ③中止（本年度は日本語学校における学習を優先したため）
職場への適応促進・日本の生活習慣取得関係		
その他		

社団法人国際厚生事業団 殿

受入れ機関名称

(受付番号 )

研修計画の実施状況について、上記のとおりであることを報告します。

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

年 月 日

担当者職氏名

## 研修評価表（研修責任者記載）

研修責任者職氏名

氏名 (アルファベット氏名)	( )	年月日(研修年目)	年月日(研修年目)	年月日(研修年目)	年月日(研修年目)
受入れ者番号			<th></th> <td></td>		
就労開始年月日(研修年次)					
患者・利用者とのコミュニケーションがとれるようになつたか	1 ←なつていない	2 なつた→	3 なつた→	4 なつた→	5 なつた→
職員間のコミュニケーションがとれるようになつたか	1 ←なつていない	2 なつた→	3 なつた→	4 なつた→	5 なつた→
自己学習計画に沿って、学習が進んでいるか	1 ←進んでいない	2 進んでいる→	3 進んでいる→	4 進んでいない	5 進んでいない→
日本語の習得が進んでいるか	1 ←進んでいない	2 進んでいる→	3 進んでいる→	4 進んでいない	5 進んでいない→
自己学習計画を支援する施設側の機能が働いているか	1 ←働いていない	2 働いている→	3 働いている→	4 働いていない	5 働いていない→
メンタルヘルスの問題への対応ができるか	1 ←できない	2 できている→	3 できている→	4 できない	5 できない→
合計点					
自由記載欄					

## 研修評価表（候補者記載）

候補者氏名（日本語）  
候補者氏名（アルファベット）  
受入れ者番号

項目	就労開始年月日（研修年次）					（自由記載欄）
	年	月	日	（研修 年目）		
患者・利用者とのコミュニケーションがとれるようになつたか	1 →なつていない	2	3	4 →なつた→	5	
職員間のコミュニケーションがとれるようになつたか	1 →なつていない	2	3	4 →なつた→	5	
自己学習計画に沿って、学習が進んでいるか	1 →進んでいない	2	3	4 →進んでいる→	5	
日本語の習得が進んでいるか	1 →進んでいない	2	3	4 →進んでいる→	5	
自己学習計画を支援する施設側の機能が動いているか	1 →動いていない	2	3	4 →動いている→	5	
メンタルヘルスの問題への対応ができるいるか	1 →できていない	2	3	4 →できている→	5	
合計点						

## 雇用契約の要件（同等報酬要件）遵守状況の報告

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称（施設種別）  
 ( )  
 受入れ施設代表者職氏名  
 \_\_\_\_\_  
 担当者職氏名（連絡先電話番号）  
 ( )

## 【受け入れている看護師候補者／介護福祉士候補者／看護師／介護福祉士】

氏名 (アルファベット氏名)	( )	( )	( )	( )
国籍	男	女	男	女
性別	男	女	男	女
生年月日	西暦	年月日	西暦	年月日
受入れ者番号	外国人登録番号	第	第	号
就労開始年月日	西暦	年月日	西暦	年月日
基本給月額				
過去1年の月平均支払総額 (諸手当・超過勤務手当等を含む。但し賞与を除く)				
過去1年に支払った賞与額				

※同等報酬を確認できる書類を添付のこと

受入れ機関名称  
 受入れ機関住所  
 代表者職氏名  
 連絡先電話番号  
 担当者職氏名  
 社団法人国際厚生事業団 殿  
 雇用契約の要件（同等報酬要件）遵守状況について  
 上記のとおりであります。 年 月 日

( ) 枚のうち ( ) 枚目

## インドネシア人看護師等に対する同等報酬について

受入れ施設名称\_\_\_\_\_

受入れ施設住所\_\_\_\_\_

看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士\_\_\_\_\_

(受入れ者番号\_\_\_\_\_ )に対する報酬は、

当施設において\_\_\_\_\_の業務に従事する、経験年数\_\_\_\_年目の者 (\_\_\_\_\_資格保有)と同等とし、当施設の賃金規定第\_\_\_\_条に基づき、

\_\_\_\_\_円 (基本給\_\_\_\_\_円、諸手当\_\_\_\_\_円)  
としています。

※不要な字は抹消して使用のこと

社団法人国際厚生事業団 殿

インドネシア人看護師等に対する報酬について、上記のとおりであることを報告します。

年 月 日

受入れ機関名称 (受付番号 )

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

担当者職氏名

**死亡報告書**

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称（施設種別）  
（ ）受入れ施設住所  
\_\_\_\_\_受入れ施設代表者職氏名  
\_\_\_\_\_担当者職氏名（連絡先電話番号）  
（ ）

## 【受け入れていた看護師候補者／介護福祉士候補者／看護師／介護福祉士】

氏名 (アルファベット氏名) ( )	死亡の状況等 死亡日 年 月 日 死亡原因・経緯
国籍 籍	
性別 男 女	
生年月日 西暦 年 月 日	
受入れ者番号 	
外国人登録番号 	
就労開始年月日 西暦 年 月 日	

社団法人国際厚生事業団 殿

当機関受入れの上記の者が死亡したため報告いたします。  
年 月 日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

担当者職氏名

（受付番号 ）

（ ）枚のうち（ ）枚目

失踪報告書

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称（施設種別）  
（ ）受入れ施設住所  
（ ）受入れ施設代表者職氏名  
（ ）担当者職氏名（連絡先電話番号）  
（ ）

## 【受け入れていた看護師候補者／介護福祉士候補者／看護師／介護福祉士】

氏名 (アルファベット氏名) （ ）	国籍 （ ）	性別 男 女 （ ）	生年月日 西暦 年 月 日 （ ）	受入れ者番号 （ ）	外国人登録番号 （ ）	就労開始年月日 西暦 年 月 日 （ ）	失踪の状況等 失踪発覚日 年 月 日 発覚の契機及び失踪状況等 （ ）	地方入国管理局通報先 （ ）	通報日 年 月 日 （ ）	受入れ機關名称 (受付番号) （ ）
--------------------------	-----------	------------------	-------------------------	---------------	----------------	----------------------------	--	-------------------	------------------	--------------------------

社団法人国際厚生事業団 殿  
当機關受入れの上記の者が失踪したため報告いたします。  
年 月 日

受入れ機關住所  
代表者職氏名  
連絡先電話番号  
担当者職氏名

( ) 枚のうち( )枚目

## 不法就労活動報告書

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称（施設種別）

受入れ施設住所

受入れ施設代表者職氏名

担当者職氏名（連絡先電話番号）

## 【受け入れている看護師候補者／介護福祉士候補者／看護師／介護福祉士】

氏名 (アルファベット氏名)				不法就労活動が行われていると思料された日 年　月　日
国籍				不法就労活動の内容及び発覚の契機
性別	男	女		
生年月日	西暦	年	月	日
受入れ者番号				
外国人登録番号	第			号
就労開始年月日	西暦	年	月	日
				通報日　年　月　日
				（受付番号　　）

社団法人国際厚生事業団 殿  
 当機関受入れの上記の者が、入管法第十九条第一項の規定に  
 違反していると思料いたしましたので報告いたします。  
 年　月　日

受入れ機関名称  
 受入れ機関住所  
 代表者職氏名  
 連絡先電話番号  
 担当者職氏名

(　)枚のうち(　)枚目

書告終了契約用雇

設施入力受

受入れ施設名稱（施設種別）

母子力極盡往近

四庫全書

相当著職氏名（連絡先電話番号）

愛入地不いゑる看護師候補者  
介護福祉士候補者  
看護師師補者  
介護福祉主

氏名 (アルファベット氏名)	雇用契約を終了させる日 年 月 日 雇用契約終了の理由											
国籍												
性別	男	女										
生年月日	西暦	年	月	日								
受入れ者番号												
外国人登録番号	第											号
就労開始年月日	西暦	年	月	日	(転職の場合には転職先の名称・住所)							

殿  
事業厚生團法人

当機関受入れの上記の者との雇用契約を終了させますので  
報告いたします。  
年　月　日

受入機関名稱  
受入機関住所  
代表者職氏名  
連絡先電話番号  
担当者職氏名

(受付番号 ) ( ) 枚目

## 看護師国家試験合否結果報告書

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称

受入れ施設住所

受入れ施設代表者職氏名

担当者職氏名(連絡先電話番号)

## 【受け入れている看護師候補者】

氏名 (アルファベット氏名)	( )	( )	( )
国籍			
性別	男	女	男 女
生年月日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
受入れ者番号	第 号	第 号	第 号
外国人登録番号	第 号	第 号	第 号
就労開始年月日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
受験日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
受験地			
受験番号(合否)	(合 否)	(合 否)	(合 否)

※ 合格の場合、看護師国家試験合格証の写しを添付すること

(受付番号 )

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号  
担当者職氏名社団法人国際厚生事業団 殿  
今般、当機関受入れの上記の者が看護師国家試験を  
受験したので結果をご報告いたします。  
年 月 日

## 介護福祉士国家試験合否結果報告書

## 【受入れ施設】

受入れ施設名称 (施設種別) \_\_\_\_\_  
 受入れ施設代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者職氏名 (連絡先電話番号) \_\_\_\_\_

## 【受け入れている介護福祉士候補者】

氏名 (アルファベット氏名)	( )	( )	( )
国籍			
性別	男	女	男
生年月日	西暦 年　月　日	西暦 年　月　日	西暦 年　月　日
受入れ者番号	外国人登録番号	第 号	第 号
就労開始年月日	西暦 年　月　日	西暦 年　月　日	西暦 年　月　日
受験日	西暦 年　月　日	西暦 年　月　日	西暦 年　月　日
受験地			
受験番号(合否)	(合・否)	(合・否)	(合・否)
介護福祉士登録番号 (登録年月日)	(西暦 年　月　日)	(西暦 年　月　日)	(西暦 年　月　日)

※ 合格の場合、介護福祉士国家試験合格証の写しを添付すること  
 (受付番号) \_\_\_\_\_

受入れ機関名称  
 受入れ機関住所  
 代表者職氏名  
 連絡先電話番号  
 担当者職氏名

社団法人国際厚生事業団 殿  
 今般、当機関受入れの上記の者が介護福祉士国家試験を  
 受験したので結果をご報告いたします。  
 年　月　日

**帰国確認報告書****【受入れ施設】**

受入れ施設名称 \_\_\_\_\_

受入れ施設代表者職氏名 \_\_\_\_\_

担当者職氏名(連絡先電話番号) \_\_\_\_\_

**【受け入れていた看護師候補者／介護福祉士候補者】**

氏名 (アルファベット氏名)	( )	( )	( )
国籍			
性別	男	女	男 女
生年月日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
受入れ者番号			
外国人登録番号	第 	第 	第 
就労(就学)開始年月日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
出国年月日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
在留期限 (在留期間の満了する日)	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日	西暦 年 月 日
出国の確認状況			

(受付番号 )

受入れ機関名称

受入れ機関住所  
代表者職氏名連絡先電話番号  
担当者職氏名当機関受入れの上記の者が帰国いたしましたので報告いたします。  
年 月 日

社団法人国際厚生事業団 殿

(平成二十年五月十九日)  
(厚生労働省告示第三百十二号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）第九十四条1及び4並びに協定附属書十第一編第六節の規定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 インドネシア人看護師等及び受入れ機関の責務

1 インドネシア人看護師等の責務

インドネシア人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのインドネシア人看護師等に対する国民の理解に資するよう、インドネシア人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

#### 四 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 インドネシア人看護師等 インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士をいう。
- 2 インドネシア人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節1の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 3 インドネシア人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 4 インドネシア人看護師 看護師の資格を有するインドネシア人であつて、協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 インドネシア人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するインドネシア人であつて、協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書十第一編第六節1から3までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をインドネシア人看護師等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 8 受入れ施設 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、インドネシア人看護師候補者が受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院、インドネシア人介護福祉士候補者が受入れ機関との雇用契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、

介護老人保健施設その他の介護施設並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との雇用契約に基づき就労する施設をいう。

## 第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

### 一 看護師の資格取得を目的とした就労等

#### 1 インドネシア人看護師候補者

- (1) インドネシア人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。
  - イ 2に規定する六月間の研修の履修
  - ロ イの研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得
- (2) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。以下同じ。）を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。
- (3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの雇用契約に基づいて行われることを条件とする。
- (4) インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

#### 2 日本語の語学研修及び看護導入研修の履修

- (1) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修及び看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。
- (2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。
- (3) (1)の看護導入研修は、社団法人国際厚生事業団（以下「事業団」という。）が行う。

### 3 インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、以下の条件を満たしていなければならぬ。

- (1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- (2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 看護職員の半数以上が看護師であること。
- (4) 看護の組織部門が明確に定められていること。
  - イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
  - ロ 看護部門としての方針が明確であること。
  - ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
- (5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したもの）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- (6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
  - イ 看護記録が正確に作成されていること。
  - ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確實に記録されていること。
  - ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- (7) 過去三年間に、インドネシア人看護師等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない受入れ機関が設立していること。

### 4 病院における研修の要件

1 の(1)のロの病院における研修は、以下の条件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計

画を実施するために必要な体制が整備されていること。

- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- (5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

## 5 病院を設立している受入れ機関との雇用契約の要件

1 の(3)の雇用契約は、日本人が従事する場合に受けれる報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

## 二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

### 1 インドネシア人介護福祉士候補者

- (1) インドネシア人介護福祉士候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。
  - イ 2に規定する六月間の研修の履修
  - ロ イの研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得
- (2) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。
  - イ インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者
  - ロ インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者
  - ハ インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者
- (3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの雇用契約に基づいて行われることを条件とする。
- (4) インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

### 2 日本語の語学研修及び介護導入研修の履修

- (1) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修及び介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)

の口の活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者について  
は、日本語の語学研修を受けることを要しない。

- (2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、  
日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。
- (3) (1)の介護導入研修は、事業団が行う。

### 3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる  
介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護  
保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同  
じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地  
内において一体的に運営されているものに限る。）であって、以下の条件を満た  
しているものでなければならない。

- (1) 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号に規定  
する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに厚生労働大臣の指定  
した養成施設をいう。）における実習施設と同等の体制が整備されているこ  
と。
- (2) 介護職員の員数（就労するインドネシア人介護福祉士候補者を除く。）が、  
法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- (4) 過去三年間に、インドネシア人看護師等の受入れにおいて、虚偽の求人申  
請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない受入れ機関が設立してい  
ること。

### 4 介護施設における研修の要件

1の(1)の口の介護施設における研修は、以下の条件を満たしていかなければな  
らない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施  
するための介護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支  
援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計  
画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護  
福祉士の資格を有する者とすること。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を  
設けること。

### 5 介護施設を設立している受入れ機関との雇用契約の要件

1の(3)の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報  
酬を受けることを内容とするものでなければならない。

### 第三 資格取得後の就労

#### 一 インドネシア人看護師の就労

##### 1 インドネシア人看護師

- (1) 協定附属書十第一編第六節3の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。
  - イ 第二の一の1の(4)の滞在の間に看護師の資格を取得した者
  - ロ 第二の一の1の(4)の滞在の間に看護師の資格が与えられなかつた後の期間に看護師の資格を取得した者
- (2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、受入れ機関との雇用契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) インドネシア人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可是、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の雇用契約が当該インドネシア人と受入れ機関であつて受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

##### 2 インドネシア人看護師が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師が就労する受入れ施設は、別表第三に掲げる施設であつて、以下の条件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- (2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない受入れ機関が設立していること。

##### 3 受入れ機関との雇用契約の要件

1の(2)の雇用契約は、日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

#### 二 インドネシア人介護福祉士の就労

##### 1 インドネシア人介護福祉士

- (1) 協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。
- イ 第二の二の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者
- ロ 第二の二の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士の資格を取得した者
- (2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、受入れ機関との雇用契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) インドネシア人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可是、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の雇用契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

## 2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

　インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第四に掲げる施設であって、以下の条件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- (2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない受入れ機関が設立していること。

## 3 受入れ機関との雇用契約の要件

　1の(2)の雇用契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

## 第四 受入れ調整機関によるあっせん等

### 一 受入れ調整機関の設置

　受入れ調整機関は、事業団とする。

### 二 受入れ調整機関の事業

　事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次

に掲げる事業を実施する。

## 1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び雇用契約の要件を満たすことを確認し、かつ、2に定める定期報告及び随時報告を事業団に提出する旨を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。

## 2 受入れ機関からの報告の受理

### (1) 定期報告

- イ インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。
- ロ インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士の受入れ機関は、当該インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び雇用契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

### (2) 随時報告

- イ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が死亡若しくは失踪した場合、又は当該インドネシア人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。
- ロ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等との雇用契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。
- ハ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。
- ニ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

- (3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。
- (4) 事業団は、(1)から(3)までの報告を厚生労働大臣に提出するものとする。

## 3 看護導入研修及び介護導入研修の実施

事業団は、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対し、看護導入研修及び介護導入研修を実施する。

#### 4 インドネシア人看護師等の入出国及び滞在に係る支援

事業団は、インドネシア人看護師等が円滑かつ適正に入国及び出国並びに滞在することができるよう、インドネシア人看護師等に対し、必要な支援を行う。

#### 5 インドネシア人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、インドネシア人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、当該受入れ機関に照会を行い、必要に応じて指導、助言等を行う。また、事業団は、都道府県労働局、地方入国管理局等の適切な関係行政機関に連絡の上、問題の解決を図る。

#### 6 受入れ機関に対する相談支援

事業団は、受入れ機関から、インドネシア人看護師等の研修、雇用管理、在留管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。

### 三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

## 第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等に対する質の高い研修体制並びにインドネシア人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、インドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

### 一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の2に規定する報告がないときその他インドネシア人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

### 二 改善指示

厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件若しくは雇用契約の要件を満たさない施設又は第四の二の2に規定する報告をしない受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため

必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設又は報告をしない受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を探ることを指示することができる。

## 第六 受入れ人数等

- 一 インドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定附属書十第一編第六節4(a)及び(b)に基づき定められる人数を超えないものとする。
- 二 協定に基づくインドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定附属書十第一編第六節4(c)に基づき、一時停止の措置が講じられる。

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、別表第一の五中「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設並びに同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（入所の施設に限る。）及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（入所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（入所の施設に限る。）」とする。
- 3 この告示の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、別表第二の四中「地域活動支援センター」とあるのは「地域活動支援センター又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（通所の施設に限る。）及び障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所の施設に限る。）」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する知的障害児施設（入所の施設に限る。）、盲ろうあ児施設（入所の施設に限る。）、肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）又は重症心身障害児施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設
- 五 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 児童福祉法に規定する知的障害児施設（通所の施設に限る。）、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所の施設に限る。）又は肢体不自由児施設（通所の施設に限る。）
- 二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設
- 三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
- 四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター
- 五 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設  
又は情緒障害児短期治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設
- 五 その他医療等を提供する施設

#### 別表第四

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であって、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
- 二 医療法に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所
- 三 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）に規定する国内ハンセン病療養所
- 五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 六 その他入所又は通所サービスを提供する施設